

日本教育社会学会会員の皆様

令和1～2年学会年度理事選挙の実施について

本年は理事改選の年にあたりますので、理事選挙要綱にしたがって理事の選挙を行います。

遅れていますが郵送によるご案内も例年同様に追ってお送りします。

つきましては、「令和1～2年学会年度理事選挙の投票要領」、「オンライン投票システムマニュアル」をご覧のうえ、有資格会員の皆様にはすべてご投票いただき、本学会の発展のためにご協力くださるようお願いいたします。

今回の理事選挙は学会ホームページを通じたオンライン投票により実施します。オンライン投票は、[学会HPの「理事選挙投票」](#)あるいは、下記のアドレスからアクセスできます。IDまたはパスワードが不明な方は、同ページの「ログインできない方はこちら」より再取得をお願いいたします。

<https://service.gakkai.ne.jp/society-member/auth/election/Educational>

また、オンライン投票の要領と方法を記載した「令和1～2年学会年度理事選挙の投票要領」、「オンライン投票システムマニュアル」にはそれぞれ下記のアドレスからアクセスできます。

「令和1～2年学会年度理事選挙の投票要領」

<http://www.gakkai.ne.jp/jses/pdf/election2019.pdf>

「オンライン投票システムマニュアル」

[http://www.gakkai.ne.jp/jses/pdf/election\\_manual.pdf](http://www.gakkai.ne.jp/jses/pdf/election_manual.pdf)

投票期間は5月24日（金）－6月9日（日）です。

令和元年5月24日

日本教育社会学会 理事選挙管理委員会  
委員長 武内 清

〒170-0002 東京都豊島区巢鴨1-24-1-4F  
(株)ガリレオ学会業務情報化センター内 日本教育社会学会事務局  
E-mail : [g003jses-mng@ml.gakkai.ne.jp](mailto:g003jses-mng@ml.gakkai.ne.jp)

平成 31 年・令和元年 学会年度理事選挙の投票要領

1. 選挙区別の理事定数は、別表の C 欄に示されています。全国区はありません。
2. 選挙人は、「選挙人・被選挙人名簿」により必ず自分の所属する選挙区から被選挙人を選んでください。
3. 別表の D 欄に示されているとおり、8 選挙区のうち、東京区は 7 名以内、近畿区は 5 名以内、関東甲信越区は 4 名以内、中部区は 3 名以内、北海道区、東北区、中四国区、九州区は 2 名以内を投票してください。
4. 投票は下記の要領で行ってください。
  - ①投票は「オンライン投票システムマニュアル」に沿って行ってください。
  - ②オンライン投票に必要な ID は、学会からの郵送封筒（今回の封筒）の宛名の下 34 から始まる 6 桁の「会員番号」です。パスワードをお忘れの場合は、オンライン選挙トップ画面の「ログインできない方はこちら」より再発行の手続きをお願いいたします。
5. オンライン投票によらないものは無効とします。
6. 投票期間は5月24日（金）～6月9日（日）です。

(別表)

A. 選挙区	北海道区	東北区	関東甲信越区	東京区 (外国在住者を含む)	中部区 (三重県を含む)	近畿区	中四国区	九州区 (沖縄県を含む)	計
B. 選挙人の数	35	63	232	446	115	319	96	76	1382
C. 理事定数	2	3	8	14	5	10	4	4	50
D. 単記、複記の別および連記数	2名連記	2名連記	4名連記	7名連記	3名連記	5名連記	2名連記	2名連記	